



柳津町スポーツ少年団結団式

4月6日(土)、B&G 海洋センターにおいて、2019年度柳津町スポーツ少年団結団式が行われました。

式では団員を代表して、バレーボールスポーツ少年団の猪俣悠真さんが誓いの言葉を述べ、団員・指導者が決意を新たにしました。

(敬称略)

- 団 長：猪俣 悠真 (バレーボールスポーツ少年団)
- 副団長：猪俣 夏凜 (バレーボールスポーツ少年団)
- 副団長：佐藤 玲華 (ソフトテニススポーツ少年団)



元号表記について

5月1日より元号が『令和』に改められますが、町から配布する通知文や証明書・申請書類・保険証などで、5月1日以降の日付のものに、旧元号で『平成31年』と表記されている場合があります。
この場合は『令和元年』に読み替えてご利用ください。『平成31年』の表記であっても、有効です。

【例】

表記		読み替え
平成31年5月	→	令和元年5月
平成32年	→	令和2年



問 総務課総務班 電話 42-2112

長期連休中の公共施設等の開館予定について

平成31年4月27日（土）から令和元年5月6日（月・振替休日）までの長期連休における公共施設等の開館予定は次のとおりです。

○・・・通常開館 △・・・一部開館 ×・・・休館

施設名	平成31年4月				令和元年5月					
	27日 (土)	28日 (日)	29日 (月・祝)	30日 (火・祝)	1日 (水・祝)	2日 (木・祝)	3日 (金・祝)	4日 (土・祝)	5日 (日・祝)	6日 (月・振替)
町民センター ※1 Tel 42-2302	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ほっと in やないづ Tel 41-1077	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
観光物産館清柳苑 Tel 42-2324	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西山温泉せいざん荘 ※2 Tel 43-2727	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
斎藤清美術館 Tel 42-3630	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やないづふれあい館 ※3 Tel 42-3511	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
海洋センター ※4 Tel 42-2246	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
柳津町国保診療所 Tel 42-2334	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※1 町民センター：4月30日（火・祝）、5月3日（金・祝）は風呂清掃のため、入浴は午後1時からとなります。

※2 西山温泉せいざん荘：5月6日（月・振替休日）が営業のため、5月7日（火）が休業となります。

※3 やないづふれあい館：4月27日（土）から5月6日（月・振替休日）は午前8時30分から午後5時までとなります。

※4 海洋センター：4月28日（日）から5月6日（月・振替休日）は午前9時から午後5時までとなります。

長期連休中のごみ収集について

平成31年4月29日（月・祝）から令和元年5月6日（月・振替休日）はごみ収集を行わないことから、燃えるごみについては、連休前後の4月26日（金）及び5月7日（火）に全地区収集しますので、ご注意ください。

なお、詳しくはごみ収集カレンダーをご確認ください。

また、生ごみなどは悪臭や鳥獣被害の原因となりますので、蓋つきの容器で保管するなど、適正な管理をお願いします。



問 町民課保健衛生班 電話 4 2 - 2 1 1 8

軽自動車税の減免申請について

身体などに障がいのある方や知的障がい・精神障がいのある方のために使用される軽自動車については、一定の要件に該当する場合、納税義務者の申請により障がいのある方1人につき1台に限り、軽自動車税が減免されます。

- ◇ 対 象 車：①身体に障がいを有し歩行が困難な者または精神に障がいを有し歩行が困難な者が所有する軽自動車（18歳未満の身体障がい者または精神障がい者と生計を一にするものが所有する軽自動車を含む。）
②その構造が身体障がい者などが利用するためのものであり、公益のため直接専用とするものと認める軽自動車など（福祉施設などの福祉車両など）

- ◇ 申請に必要なもの：①軽自動車税減免申請書
②減免を申請する年度分の納税通知書（4月中旬に郵送予定です）
③障がいを証明する手帳の写し（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳など）
④対象車両を運転する方の運転免許証の写し
⑤対象となる軽自動車などの車検証の写し
⑥印鑑
※軽自動車税減免申請書の様式は、総務課税務班に備え付けの他「柳津町ホームページ → くらしのガイド内 税金について → 軽自動車税」にも掲載してあります。

- ◇ 申請受付期間：**令和元年5月7日（火）**まで（軽自動車税納入期限）
※上記期間を過ぎてしまうと減免を受けられなくなりますので、ご注意ください。

- ◇ 申請窓口：総務課税務班または西山支所

留意事項

- ・減免を受けるための申請は毎年必要となります。
- ・減免は1名につき1台のみとなり、普通自動車と併せて減免を受けることはできませんのでご注意ください。
なお、普通自動車の減免申請は会津地方振興局県税部となります。
- ・障がいの程度により減免を受けられない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問 【軽自動車税の減免について】 総務課税務班 電話 4 2 - 2 1 1 3
【普通自動車税の減免について】 福島県会津地方振興局県税部 電話 0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 6 4

平成31（令和元）年度 柳津町住まいづくり支援事業のご案内

個人住宅の改修工事を行う場合に、その費用の一部を助成する『住まいづくり支援事業』の募集を行います。

◇ 受付期間：**令和2年3月19日（木）まで**

※先着順で受付します。期間内でも予算額に達した時点で受付を終了します。

◇ 対象工事：該当工事一覧内の工事のうち、費用が5万円以上のもの

該当工事一覧

- A. 住宅改修工事 修繕、改修、模様替え、間取りの変更
→ 屋根替え、屋根・外壁の塗装、畳替え、壁塗替え、タイル張替え、ふすま・壁紙の張替え、建具の入れ替え工事など
- B. 住宅の給排水設備、電気設備の改善工事
→ 上水道給水・下水道の接続工事など
- C. 住宅外構補修工事
→ 宅地舗装、土留め・壁改修、防護柵・手すり設置、雨水処理工事など
- D. 蔵、車庫、物置等の改修工事（基礎がある物のみ、簡易なものを除く）

※複数の工事を併せて実施することも可能です。

※住宅の新築・増築工事、家電製品・家具などの購入については対象外です。

◇ 対象者：①該当工事一覧のうち、

AとBについては、町内に住所を有し、なおかつ申請者が改修工事を行う住宅の所有者でそこに住んでいること

CとDについては、町内に住所を有し、なおかつ申請者が改修工事を行う設備などの所有者であること

②世帯において、町税・使用料などの滞納が無いこと

◇ 施工業者の条件：町内に本店・支店などの事業所を置く事業者、または個人事業者が施工すること

◇ 補助額：5万円以上の対象工事費（消費税含む）の2分の1（補助額上限15万円、千円未満切り捨て）

※補助金の交付は、1世帯につき1回となります。

注意事項

- ・補助金交付決定以降に着工し、令和2年3月末までに完了する工事で、工事完了後14日以内に完了報告を提出すること
- ・町が行っている他の事業で、補助金や助成金を受けている場合は、それらを除いた工事費用が5万円以上となる工事であること（介護保険の住宅改修事業など）
- ・平成30年度に本事業の補助金の交付を受けていないこと



問 建設課建設班 電話 42-2117

山菜・たけのこの採取・出荷等について

山菜・たけのこのシーズンを迎えました。

福島県におきましては、山菜・たけのこ 15 品目の放射性物質のモニタリング検査を行っており、食品中の基準値を超える放射性セシウムが確認された山菜やたけのこについては、複数の市町村で出荷制限が継続しています。出荷制限の状況につきましては、福島県のホームページでご確認ください。

福島県ホームページアドレス（ふくしま新発売） → <http://www.new-fukushima.jp/>

モニタリング 15 品目

<春取り山菜>（13 品目）

うど、うわばみそう、おおばぎぼうし（うりい）、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、さんしょう、ぜんまい、たらめ、ふき、ふきのとう、みやまいらくさ（あいこ）、もみじがさ（しどけ）、わらび

<たけのこ>（2 品目）

たけのこ（孟宗竹、淡竹、真竹）、ねまがりたけ



山菜・たけのこを採取する際の注意点

- ・出荷制限品目は随時更新されますので、必ず確認を行ってください。
- ・モニタリング結果は新聞や福島県のホームページなどに掲載されています。
- ・出荷制限品目については、食品中の放射線セシウム基準値 100 Bq/kg 以下であっても出荷を行わないでください。
- ・山菜（上記品目以外の山菜についても）を出荷する場合は、最寄りの農林事務所へお知らせいただくとともに、モニタリング検査にご協力をお願いします。
- ・自家消費用の山菜・たけのこについては、町で放射性物質の検査を行っていますので、お問い合わせください。

問 地域振興課農林振興班 電話 4 2 - 2 1 1 6
福島県会津農林事務所林業課 電話 0 2 4 1 - 2 4 - 5 7 3 4

平成 31（令和元）年度農林水産物緊急時モニタリング事業について

福島県では、平成 31（令和元）年度に町内において、山菜・野生きのこの出荷制限解除に向けた取組の一環として、以下のとおり検体の探索及び採取を計画しております。

つきましては、事業の目的をご理解いただきますとともに、県から委託を受けた業者が山へ入り、山菜・野生きのこの探索及び採取を行うことについて、ご了解・ご協力いただきますようお願いいたします。

◇ 採取予定期間：平成 31 年 4 月から令和元年 12 月まで

◇ 採取量：町内全域から満遍なく採取することを基本とし、1 検体当たり 500 g から 1,000 g 程度採取する予定です。



問 地域振興課農林振興班 電話 4 2 - 2 1 1 6
福島県会津農林事務所林業課 電話 0 2 4 1 - 2 4 - 5 7 3 4

霜が降りる場合にはご注意ください

町では、平成31年3月25日（月）から令和元年5月31日（金）までを期間とする、柳津町防霜対策本部を設置しました。

この期間は、気温の変化の激しい時期で、霜の降りる恐れが多くなります。

農作物の管理には十分注意してください。

なお、霜注意報が発令された場合には、会津よつば農業協同組合及び関係機関と連携を図りながら防災無線などでお知らせします。



問 地域振興課農林振興班 電話 4 2 - 2 1 1 6

どぶろく製造・販売などに関する注意点について

町では、柳津町全域を区域とする『どぶろく特区』取得のため、構造改革特別区域計画を国へ申請し、平成31年3月20日付けで内閣総理大臣から認定を受けました。

どぶろくの製造・販売などに関しては以下のとおりとなっておりますので、注意して取り扱うようにしてください。

どぶろく製造・販売などに関する注意点

特区内であっても、所轄の税務署長から酒類の製造免許を取得しなければ濁酒（どぶろく）を製造することができません。

また、製造できる酒類は『米・米こうじ』などを原料として発酵させたもので、こさないものに限りです。

なお、製造免許を取得しないで酒類を製造した場合は酒税法違反となり処罰の対象となります。酒類の製造免許を取得したい方は、条件がありますので、詳しくは会津若松税務署酒類指導官へお問い合わせください。

なお、特区内で製造免許を受けるためには、次の①～③すべての要件を満たす必要があります。

- ①特区内で、農家民宿や飲食店など酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者（特定農業者）であること。
- ②自ら所有する製造場（特区内に限る）で、自ら生産した米を原料とする濁酒（どぶろく）を製造すること。
- ③製造する酒類は濁酒（どぶろく）に限る。（『こす』・『蒸留』などを行うことはできません。）

※酒類の製造免許は製造場内に限り販売可能ですが、製造場以外の場所で販売する場合は、酒類の販売業免許が別途必要となります。

また、製造所で酒類を製造し、販売に供する場合は、食品衛生法に基づく酒造製造業の営業許可を取得する必要がありますので、会津保健所（0242-29-5516）へお問い合わせください。



『どぶろく特区』とは？

濁酒（どぶろく）を製造する場合は、通常酒税法で年間の製造見込み数量が6キロリットル（6,000リットル）以上でないと酒類の製造免許を取得することができません。

しかし、特区認定により、農家民宿や飲食店を営む農業者（特定農業者という。）が自ら生産した米を原料として濁酒（どぶろく）を製造する場合に限り年間6キロリットル（6,000リットル）未満でも濁酒（どぶろく）の製造免許を受けることが可能となります。

問 【どぶろく特区について】 地域振興課農林振興班 電話 4 2 - 2 1 1 6

【酒類の製造免許について】 会津若松税務署

電話 0 2 4 2 - 2 7 - 4 3 1 1

クマに注意！

クマは一般的に人に対し警戒心が強い動物といわれています。しかし、最近、里でもたびたびクマが目撃されるようになりました。こうした現象は、森林環境・里地里山や中山間地域の社会変化などからクマが里へ出やすくなったことから、クマが人間へ慣れてしまい、警戒心がなくなってきたためといわれています。こうしたクマとの遭遇を避け、被害を未然に防ぐために次のような心構えが重要です。

里を餌場と認識させないための心構え

知らず知らずのうちにクマがあなたの周辺に住み着こうとしているかもしれません。ここはクマの生息できる場所ではないことをはっきりさせるために次の点に注意しましょう。

- ・人家の周りにクマのエサとなりうる生ゴミなどを放置しない。
一般の家では残飯やコンポストをきちんと管理する。廃棄果樹などは適切に処分する。
- ・人家の周りに収穫しない柿の木などを放置しない。
果樹はクマの格好のエサとなるため、クマに利用させないために残さず収穫する。
- ・ペットフードや家畜のエサを食べていたクマの報告もあるため、ペットフードなどはフードストッカーや納屋などに保管する。
- ・集落や通学路近くの林は暗くないか？クマは身を隠すヤブがあると平気で人家近くまで出沒するため、地域内を点検し、ヤブ刈りして明るくする。

遇わないようにするための心構え

まずは、あなたの周辺にクマがいるのかどうか知ることが大事です。もし、いたとしてもクマは積極的に人間を襲うことはほとんどありませんので、まず住み着かないような対策や遇わないようにすることが必要です。

①クマがいるのかどうか調べてみよう。（痕跡を調べる）

クマの糞：人間と同じかちよっと大きめで形も人間と同じで食べ物によって変化

足 跡：幅は成獣で7～13cm 【形は右図参照→】

熊 棚：樹上に折った枝を集めたもので、鳥の巣に似ているが、枯葉がつくことで区別

熊 は ぎ：スギやヒノキの樹皮を剥がす行為のこと。樹皮が残り、甘皮部に歯で削いだ痕が残るのが特徴

②クマの行動を知り、遇わないようにする

- ・クマの痕跡や目撃情報がある場所では突然出遭わないよう特に注意して、クマ鈴、ラジオなど音のするものを身につけ、自分の存在を知らせるようにし、危険を感じたら引き返す。
- ・夏は1日の中で活発に行動するのは朝夕で、春、秋は昼もよく活動しているが、人家の近くへは夜間にやってくることもある。山際での農作業などはクマ鈴やラジオなど音のするものを身につけて注意して作業をする。
- ・子グマを見つけたら親グマが近くにいると考えられるのでそっと立ち去る。子グマを守ろうと親は攻撃してくるので危険である。



出遭ったときに興奮しない、興奮させないために

- ・遠くにいるのを発見した場合は、あわてずそっと立ち去る。
- ・クマが興奮するので、大声で叫んだり、石や棒切れを投げつけたりしない。
- ・クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくりと後ずさりしながらクマから離れる。クマとの間に立木などの障害物を入れることができる位置に移動することで突進を防ぐこともできる。
- ・背中を見せて逃げるとクマは本能的に襲ってくるので、走って逃げない。

問 地域振興課農林振興班
福島県自然保護課
福島県会津地方振興局県民生活課

電話 4 2 - 2 1 1 6
電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 1 0
電話 0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 9 5

※会津地方振興局でクマ鈴の貸出を行っています。

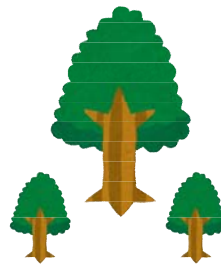
山火事から山林を守りましょう

平成31年4月1日（月）から令和元年5月30日（木）までの60日間は山火事強調月間です。

春先は、農作業などで火を扱うことや山菜採りなどで森林へ入る機会が増えます。

また、この季節は空気が乾燥するうえ、風の強い日が多く、山火事や野火火災が多く発生しています。一人ひとりが森林などの緑の大切さを認識し、防火意識を高めることが最も大切ですので、次のことに注意しましょう。

- ・強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ・火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水などを必ず用意すること
- ・たき火などの火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ・枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ・たき火をする場合は、最寄りの消防署、分署、出張所へ届け出ること
- ・やむを得ず野焼きを行う場合は、決して1人では行わず、複数人で実施すること
- ・燃えにくい生地を着るなど、衣服への着火には十分気を付けること
- ・たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・火遊びはしないこと
- ・野外でごみの焼却はしないこと。（法律で禁止されています。）



問 総務課総務班 電話 4 2 - 2 1 1 2
地域振興課農林振興班 電話 4 2 - 2 1 1 6
会津坂下消防署柳津出張所 電話 4 2 - 2 1 5 0

住民基本台帳閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき以下のとおり公表いたします。

（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

閲覧請求者 ／申出者	利用目的の概要 （閲覧事項の利用目的）	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
福島県／株式会社 ITスクエア	福島県まちづくりに関する 意識調査実施	平成30年10月18日	大字小椿・大成沢の満18歳以上 の者
NHK放送文化研 究所／一般財団法人 新情報センター	メディア接触と政治について の調査実施	平成30年10月26日	大字琵琶首・大成沢・芋小屋・胄 中・黒沢の平成12年以前に生 まれた者
自衛隊福島地方協 力本部	自衛官及び自衛官候補生 に関する募集事務	平成30年10月30日	町内全域の平成13年4月2日 から平成14年4月1日生まれ の者

問 町民課住民福祉班 電話 4 2 - 2 1 1 8

「会津美里町・両沼地域消費生活相談窓口」の開設について

消費生活の中で商品やサービスに関する契約トラブル、悪質商法による消費者被害など、多様化、複雑化する消費者トラブルに対応するため、平成31年4月1日（月）から両沼郡7町村（会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町）の住民からの相談を担う「会津美里町・両沼地域消費生活相談窓口」を開設しました。

消費生活に関する相談は、専門の消費生活相談員が応じ、解決のためのお手伝いをします。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

◇ 受付場所：会津美里町役場 1階 町民税務課内

（会津美里町字宮北3163番地）

※受付相談は、会津美里町消費生活相談窓口が対応します。

※令和元年5月7日（火）からは、会津美里町字新布才地1番地に移転します。

◇ 受付時間：月曜日から金曜日（土・日・祝日、ただし、12月29日から1月3日を除く）

午前9時から午後4時

◇ 受付方法：電話または窓口にお越しください。

【電話番号】0242-54-2920（相談受付専用）

ご相談される場合は、次の点にご注意をお願いします。

- ① ご相談は、消費生活に関する消費者個人からの相談を受け付けます。
- ② ご相談は、原則として当事者ご本人ですが、ご家族からの相談も受け付けます。
- ③ ご相談の前に、できるだけ、契約関係の書類などをご用意ください。
- ④ ご相談の際には、相談される方の個人情報をお伺いします。
- ⑤ ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料・相談事例として利用します。

問 会津美里町 町民税務課環境衛生係 電話0242-55-1166

長期連休中の坂下厚生総合病院の診療体制について

平成31年4月27日（土）から令和元年5月6日（月・振替休日）までの長期連休における診療体制につきましては、以下のとおりです。

4月27日 （土）	4月28日 （日）	4月29日 （月・祝）	4月30日 （火・祝）	5月1日 （水・祝）
通常診療（午前）	救急診療体制	救急診療体制	通常診療（午前） 《休診》 精神科、皮膚科、 循環器科	救急診療体制
5月2日 （木・祝）	5月3日 （金・祝）	5月4日 （土・祝）	5月5日 （日・祝）	5月6日 （月・振休）
通常診療	救急診療体制	救急診療体制	休日当番医	救急診療体制

診療時間 午前8時30分から午後0時30分（受付は、午前11時30分までとなります。）

※診療科によっては休診の場合もありますので、病院へお問い合わせください。

問 坂下厚生総合病院 電話0242-83-3511

長期連休中の宮下病院の診療体制について

平成31年4月27日（土）から令和元年5月6日（月・振替休日）までの長期連休について、外来診療は行いませんが、通常の休日と同様に医師が常駐し昼夜を問わず救急の対応を行います。

問 福島県立宮下病院 電話0241-52-2321

愛ばんしょ外来からのお知らせ

県立宮下病院では、「愛ばんしょ外来」（在宅療養生活支援外来）を開設しております。

- ① 病気や障がいを抱えて家で生活する方や家族からの、介護や生活についての相談窓口
- ② 地域に住む方々の健康維持・増進、介護・疾病予防のための支援
- ③ 地域に住む方々が気軽に立ち寄れる交流場所の提供

などを目的に、看護師、薬剤師、管理栄養士、リハビリスタッフが皆さまの在宅生活のためのお手伝いをさせていただきます。

どなたでもご利用できますので、お誘い合わせのうえ、お気軽にお越しください。

◇ 場所：宮下病院 外来待合室など（大沼郡三島町大字宮下字水尻1150）

◇ 費用：無料

◇ 日時：毎週木曜日

【相談コーナー】午前9時から12時、午後1時から4時

【健康教室】午前10時30分から11時



◇ 内容

月日	内容
4/25（木）	◆相談コーナー ◆健康教室「和菓子のお話し」 講師：管理栄養士
5/9（木）	◆相談コーナー ◆健康教室「はち刺され、ヘビ咬まれ」 講師：看護師
5/16（木）	◆相談コーナー ◆健康教室「乳酸菌のおはなし」 講師：管理栄養士

※健康教室の内容は、都合により変更になる場合があります。

相談コーナーでは、
「健康のことを考えたいけど、何をすれば良いのか分からない」
「介護のコツを知りたい！」
「介護や病気のことを話す相手が欲しい」
など、医療、介護、生活に関することについてご相談をお受けします。



**季節の変わり目は体調が崩れやすい時期です。
室温調整、休養、手洗い、うがいをしましょう。**

問 福島県立宮下病院 電話0241-52-2321

会津坂下警察署からのお知らせ

アポ電強盗を知っていますか？

アポ電強盗とは、息子などの家族や警察官などを装って電話をかけ、入院費用などの名目で金銭を準備させたり、資産や現金保管状況、家族の在宅状況などを聞き出した後、被害者宅に押し入り被害者を縛り上げ現金を強取するものです。（警察官が資産や現金の保管状況を聞くことはありません。）

- ・家族の名前を名乗っても電話番号が変わっていたら、電話を切って元の電話番号にかけ直しましょう。
- ・留守番電話を使って、相手を確認してから電話に出るようにしましょう。



ネット犯罪から子どもたちを守ろう！

犯罪やトラブルから子どもを守るために、フィルタリングの利用とともに日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子どもにインターネットの危険性を教えることや一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

- ・個人を特定される情報は書き込まない。
- ・困ったことがあれば、必ず保護者にすぐ相談する。
- ・下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- ・他人のＩＤやパスワードを勝手に使わない。
- ・ルールを守れなかったときのルールを決める。
- ・利用料金や利用時間を決める。
- ・接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- ・知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。



< 柳津町内街頭犯罪等発生状況（平成31年2月28日現在） >

区分	街頭犯罪													街頭犯罪合計	その他 刑法犯 など	全 刑法犯
	強盗	空き巣	忍込み	事務所荒らし	出店荒らし	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	自販機ねらい	車上ねらい	ひたくり	部品ねらい	強制わいせつ			
管内		1		2					2	1			1	7	7	14
柳津町													1	1	0	1

※その他刑法犯等には、暴行、傷害、万引き、詐欺、器物損壊などの犯罪発生件数が含まれます。

※上記発生件数は、平成31年1月1日からの累計数となっています。

問 会津坂下警察署 電話 0242-83-3451

平成31年3月分工事等入札結果

平成31年3月の柳津町建設工事等入札のうち、指名競争入札により落札価格が100万円以上の工事・委託についての結果です。

なお、100万円以下の入札結果については役場2階総務課企画財政班において閲覧ができます。

指名競争入札 【工事】

（価格：税込価格 単位：円）

入札日	工事名	工事箇所	予定価格	落札価格	落札業者
3月28日	林業専用道改良工事	大字大成沢 字入大谷滝地内	12,493,440	12,096,000	有限会社西村土建

問 総務課企画財政班 電話 42-2112

柳津町役場職員配置図（平成31年4月1日現在）

◇町長 井関 庄一 ◇副町長 矢部 良一 ◇教育長 神田 順一

課等名	課長等名	班 名	班 長 名	班 員		
総 務 課	金 子 佳 弘	総 務 班 Tel 42-2112	石 川 英 樹	横田 善登	伊藤 沙樹	
		企 画 財 政 班 Tel 42-2112	佐藤 富美枝	佐藤 陽三	小島 彩	藤田 絵美 (新任)
		税 務 班 Tel 42-2113	関 満 春	若林 雄太	上杉 江里	杉原 大輝 (新)
		西 山 支 所 班 Tel 43-2111	橋 本 健	鈴木 健介		
町 民 課	新 井 田 理 恵	保 健 衛 生 班 Tel 42-2118	伊 藤 諭	成田 智恵	後藤 由美	五ノ井 真紀子 (新任)
				芳賀 睦	長谷川 勝広	
				(福島県後期高齢者医療広域連合) 宗像 浩代 (国保診療所)		
		住民福祉班 Tel 42-2118	天 野 一 保	鈴木 勝久	鈴木 麻椰	坂上 孝輔
				黒澤 亮太	秋津 栞	
保 育 所	佐 藤 清 子	保 育 班 Tel 42-2238	橋 本 千 恵	(柳津保育所)		
				齋藤 美和	鈴木 トミイ	小川 里絵
				長谷川 育実	和泉原 まゆ子	齋藤 有香
				唐橋 ひかる	猪俣 翔太	五十嵐 文香
				菊地 和枝	鈴木 万里	
				(西山保育所)		
				長谷川 由利子	齋藤 盛文	
地 域 振 興 課	鈴 木 秀 文	観 光 商 工 班 Tel 42-2114	鈴 木 彦 隆	樋 智人	芳賀 貴	増井 我久
		農 林 振 興 班 Tel 42-2116	矢 部 剛	山内 健児	佐藤 明德	大竹 康一郎
奥会津振興センター	田 崎 治	Tel 48-5525		田崎 あや子 (再任)		
建 設 課	菊 地 淳 一	建 設 班 Tel 42-2117	鈴 木 基 永	船木 敏志	鈴木 広明	門馬 康介
				菊地 由香 (新任)	天野 高 (再任)	
		上 下 水 道 班 Tel 42-2117	佐 藤 雄 一	箕田 誠也	五十嵐 天元 (新)	
出 納 室	杉 原 満 (会計管理者兼務) Tel 42-2388			田部 遼介		
教 育 課	横 井 伸 也	学 校 教 育 班 Tel 42-2115	目 黒 清 志	鈴木 裕二		
				(給食センター)		
				齋藤 福子	鈴木 牧子	
		美 術 館 班 Tel 42-3630	新井田 雅人	杉本 明郎	伊藤 たまき	
公 民 館 (ふれあい館)	天 野 美 穂	生 涯 学 習 班 Tel 42-3511	田 崎 真 一 郎	栗田 一路		
議 会 事 務 局	舩 木 慎 弥	Tel 42-2390		鈴木 貴雄		
農 業 委 員 会	局長・地域振興課長兼務	Tel 42-2116		木須 良行 (農林振興班兼務)		
選挙管理委員会	書記長・総務課長兼務	Tel 42-2112		書記・土橋 諭 (総務班兼務)		
監査委員事務局	事務局長・ 議会事務局長兼務	Tel 42-2390				

(新)：新規採用職員
(新任)：任期付職員
(再任)：再任用職員

※各班へのご連絡は直通電話でお願いします。